TAX JUSTICE
「公正な税制を求める市民連絡会」会報
タックス・ジャスティス
発行：公正な税制を求める市民連絡会
[事務局 連絡先] 〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-12-1 東和ビル4階 埼玉総合法律事務所 弁護士 猪股 正
TEL 048-862-0355 FAX 048-866-0425
公正な税制を求める市民連絡会 検索
HP http://tax-justice.com/
facebook https://www.facebook.com/tax.justice.jp
Vol.15 2019.1

優先順位

公正な税制を求める市民連絡会　共同代表
主婦連合会　参与
山根 香織

好きな言葉に、「人生に必要なもの、それは想像力と勇気。そして少しのお金だ」という言葉があります。チャールズ・チャップリンの名言として有名ですが、私が深く考えることを怠けようとする時や、行動をためらう時に、どこからか聞こえてきます。

私の思う「想像力」とは、何よりも他者の気持ちを考えること、つまり相手の立場に立ってものを考えること、そして「それは正しいのか」「最善か」と疑ってみることです。簡単ではありませんが、これはおそらく生きていく上でかなり大事なことで、特に国を治める立場の人々にとっては重要だと思うのですが、今のリーダーたちの、社会的弱者や市民へ向ける眼差しに、思いやる心や丁寧な姿勢、長期的な視野が感じられず、それが社会全体の憂鬱に繋がっているのではないかと思っています。

昨年は記録的な豪雨や地震が相次ぎ、日本が自然災害の大国であることを再認識させられました。6月には大阪府で、登校中の女の子が小学校のブロック塀の倒壊により命を落しました。地震による塀の倒壊の危険性はかなり前から指摘されていたのに見過ごされており、最優先されるべき子どもの命が奪われてしまったのです。

少子化を嘆くのであれば、安心して子供を産み育てることが出来る環境へと変えなければならず、防災のためのインフラ整備、(1)そして雇用の安定や子・親を孤立させずに社会全体で守る、といったことに本気で取り組む必要があります。増え続ける児童虐待の陰には(2)貧困が関連することが多く、貧困対策と子ども支援の充実・強化も喫緊の課題です。税はそうしたところへ真っ先に使われるべきです。

財源は消費税増税ばかりに頼らず、所得税・法人税の税率見直し、タックスヘイブン対策の強化等を考えるべきで、余裕のある者が応分の負担をし、貧しい者が必要な手当てを受けられるように制度設計をした上であらためて消費税増税を検討すべきです。巨額の利益を上げている企業や人に応分の負担を課す形へ何故舵を切れないのか、防衛費や、オリンピック・カジノ・万博等への莫大な税金投入が何故優先されるのか、理解できません。

チャップリンは、「行動を伴わない想像力は、何の意味も持たない」とも言っています。そして誰の言葉かは忘れましたが「一番弱い人々の上に起こることは、いずれ全員の問題になる」という言葉もあります。私たちは、誰も置き去りにしない社会の実現を「権利」として主張し、勝ち取る努力をしなければならないと思っています。

消費税は上げずに法人税増税を

税理士　菅 隆徳

◆今韓国で起こっていること

2017 年 12 月 5 日、韓国の国会は本会議で、大企業の法人税率（最高税率）を 22%から 25%へ引き上げる増税法案を可決した。2018 年 1 月以降開始する事業年度から実施されている。韓国の法人税率は、従来①課税標準2億ウオン以下は 10%、②2億ウオン超 200 億ウオン以下は 20%、③200 億ウオン超は 22%という累進税率となっていた。今回の改正で④3000 億ウオン超（日本円で 310 億円）は 25%とされた。「利益を多く上げた企業に対する選別的増税」と韓国政府は主張している。税金は支払い能力に応じて負担するのが原則だ。韓国政府は法人税の累進課税を強化することにより、付加価値税（消費税）を上げるのではなく法人税を増税する、しかも大企業の法人税を増税する道を歩み出したのだ。

不公平な税制をただす会の韓国税制調査団は、2018 年 10 月ソウルにある三成（サムスン）税務署を訪問した。「韓国では 1977 年の導入以来、付加価値税の税率はずっと 10%ですが、これを上げようという議論はありますか」という質問に三成税務署長は次のように答えた。「（社会保障のためと）そういう議論はあります。しかし付加価値税を上げるほうが安易だが、多くの国民に影響があります。法人税の引き上げの方が影響は一部で済む。税金は大企業、金持ち、租税回避をしているものからとる。そうすれば零細企業からはとらなくてもよい。法人税を上げろという国会議員もいるし、その方向になっている。」消費税増税ではなく、大企業大資産家課税の方向が明快に述べられていた。韓国政府は、こうした高所得層と大企業への課税強化で確保した税収を社会的弱者や零細企業の支援などに充てる方針だと報じられている（世宗聯合ニュース 2017.8.2）。「ロウソク革命」と言われる国民的運動が、新しい税制改革、国民本位の税制改革の流れをつくりだしていると言えるだろう。

◆法人税増税を実行できれば 10 兆円の財源

日本では 2019 年 10 月から消費税増税が予定されている。日本でも大企業、大資産家の適切な税負担により、消費税増税をストップさせることができる。わけても不公平な大企業優遇税制をただすことにより 10 兆円を超える財源が生み出される。

（1）大企業優遇税制の実態

上場企業の 2017 年度決算が公表されている。トヨタ自動車が 2.4 兆円を超える当期純利益（連結ベース）をあげるなど、史上最高益を更新する企業が相次いだ。上場企業全体では連結当期純利益 42 兆円と史上最高益を更新した。

ところで、これらの企業の実際の税負担率はどうなっているのだろうか。有価証券報告書から、これらの企業の法定実効税率と実際の税負担率を計算したものが（表 1）である。トヨタ自動車は法定実効税率は 30.3%であるのに、実際の税負担率は 18.1%。本田技研工業は 30.4%に対して 12.8%。三井物産は 31.0%に対して −1.5%という具合である。主要 20 社平均では 30.8%に対して 13.5%である。なぜこんなに低いのか。

理由は二つある。一つは大企業優遇税制のための莫大な減税があること（租税特別措置）。二つは法人税の税率が比例税率（所得が増えても税率は上がらない一律税率）であるため、もうけが増えても、それほど税金は増えないためである。

トヨタ自動車は税引前純利益 22,381 億円で法定実効税率 30.3%だから、法人 3 税は 6,700 億円程度になるはずである。ところが実際に支払った法人税 3 税は 4,049 億円となっている。調べてみると試験研究費の税額控除で 828 億円、受取配当益金不算入で 2,071 億円の減税になっていると推定される。大企業優遇税制がこれらの企業の税負担を大幅に減らしているのだ。大企業優遇税制をただせば年間 6 兆 3,000 億円（2016 年度）の財源が生まれる。

（表１）　主要大企業の法人３税負担率

企業名	2017年度			
	税引前純利益（億円）	法人３税（億円）	法定実効税率（%）	負担率（%）
トヨタ自動車	22,381	4,049	30.3	18.1
日産自動車	1,700	450	30.8	26.5
武田薬品工業	2,479	△ 46	30.8	△ 1.9
キヤノン	2,736	493	31.0	18.0
デンソー	1,809	395	30.3	21.8
本田技研工業	4,659	597	30.4	12.8
三井物産	3,545	△ 54	31.0	△ 1.5
伊藤忠商事	765	93	31.0	12.1
新日鐵住金	1,110	16	30.9	1.5
第一三共	921	41	30.7	4.5
小松製作所	1,710	410	30.7	24.0
三菱電機	2,268	133	31.0	5.9
豊田自動織機	1,141	233	30.3	20.3
丸紅	565	△ 66	31.0	△ 11.6
三井不動産	1,619	370	30.8	22.8
いすゞ自動車	699	132	30.8	18.8
京セラ	697	154	31.0	22.1
マツダ	981	158	30.7	16.1
アステラス製薬	2,916	160	30.7	5.5
住友商事	2,100	△ 46	31.0	△ 2.2
合計・平均	56,801	7,672	30.8	13.5

（注）法人３税（法人税・法人事業税・法人住民税）の負担金額を税引前純利益の金額で割って負担率を計算。法定実効税率は各社の有価証券報告書に記載されている税率。

（出所）各社の有価証券報告書に記載された個別損益計算書より税理士菅隆徳が作成。

(2) 法人税に累進税率導入で財源19兆円

①法人税を累進課税にするとは？

現在の法人税率は23.2%（2018年）の比例税率になっている。比例税率とは所得が増えても同じ一律の税率ということだ。累進税率の場合は所得が増えると、税率も上がる。

不公平な税制をただす会が国税庁の資料に基づき、大企業優遇税制を廃止し、法人税に所得税並みの累進税率、5%、15%、25%、35%、45%の5段階の超過累進税率を導入した場合の法人税収の推定を行った。

現在、法人税収は10兆4,676億円（2016年）だが、29兆1,837億円と19兆円増える。大企業優遇税制を廃止し、所得税と同様に累進課税にすれば、法人税収は2.8倍に増えるわけだ。

②中小企業の負担は？

法人税制を累進税率にすると中小企業は減税になる。現行税制の下での法人税額と、累進税率を導入した場合の法人税額を資本金規模別に比較すると、大企業は増税になるが、資本金5000万円以下の中小企業は減税になる。

③日本の法人税は高いのか？

資本金規模別の法人税負担率は、資本金1億円超から5億円以下をピークに、資本金の規模が大きくなるほど負担率は下がっている。

法人3税（法人税、法人住民税、法人事業税）の国際比較（2018年4月現在）を見ると、日本は29.74%、アメリカ、中国、イギリスよりも高い。安倍首相や財界は中国並みに25%まで引き下げると言っている。

しかし、これは表面的な法定税率を示しただけだ。しかも国によって制度や仕組みに違いがあり、優遇税制も異なるので、表面的な法定税率を比較しても全く意味がない。安倍首相や財界は法定税率を「法人実効税率」と言って企業が実際に払っている税率のように思わせているが、これはごまかしだ。法定税率は実際の負担率ではない。

④消費税増税中止の世論を

消費税率2%の引き上げで約5兆円の税収が増える。一方で、大企業優遇税制を廃止し、法人税に所得税並みの累進税率を導入した場合には、法人税は19兆円の増収になることはすでに述べた。大企業優遇税制（租税特別措置）の全廃には人によっては異論があるかもしれない。そこで法人税を累進課税にするだけの増収金額を計算した。約9兆円の増収になる。消費税の引き上げは一切必要ないのである。

消費税は社会保障のためではなく、法人税減税の穴埋めに使われている。1990年から2017年までの28年間、税率引き下げや大企業優遇措置などで失われた法人3税は累計で280兆円、一方消費税の税収は累計で349兆円。約80%が法人3税の減税に消えている。

野党の中でも法人税を累進課税に、との政策検討が進んでいる。「消費税増税はやめよ」「韓国のように大企業に応分の負担を」の声を広げ、2019年の参議院選挙で、市民と立憲野党の共通政策となるよう働きかけることが必要だ。

菅隆徳（すが・たかのり）1946年埼玉県生まれ。税理士。不公平な税制をただす会共同代表。化学メーカーの営業に従事後36歳で会計業界へ。町場の中小企業から大企業まで幅広く税務支援活動を行う。著書（共著）に「消費税を上げずに社会保障財源38兆円を生む税制」大月書店、「日本税制の総点検」勁草書房。

書籍紹介

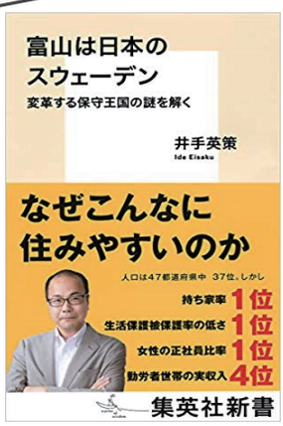

集英社新書
820 円＋税

井手英策
『富山は日本のスウェーデン―変革する保守王国の謎を解く』

著者の井手英策氏には、昨年の 2 周年記念集会で基調講演「誰もが支え合う税制とは～普遍主義の実現に向けて～」をしていただいた。その氏が「10 年以上の年月をかけて富山県を訪ね続けた集大成（P6）」として、富山の社会経済を分析し、「保守と革新、右と左を、日本社会の実態や現状に即しながら架橋しようとする試み P40）」たものである。「日々の営みの延長線上にこそ歴史の変動がある。そんな気づきを与えてくれる迫力が、富山社会には満ちあふれている（P213）」。富山での実践は、日本で新しい社会を構想するための「手本」ではなく「手がかり」と位置づけられている。（書評：那須）

日本評論社
上下各 3800 円＋税

マーティン・ラヴァリオン『貧困の経済学（上・下）』

貧困に対する取り組みの歴史は古い。人々の関心が高まったのは産業革命期（18 世紀末）、当時は貧困は避けられないものとの考えが支配的で、一時的な「保護」が主たる対策であった。貧困に対する関心が再び高まったのは 1960 年代で、貧困は人々の自由と自己実現を制約する悪であり、存在してはならないとの考えが広まった。単なる「保護」から、教育や栄養、健康などの施策による「押上げ」へと、対策の重点が移った。それから半世紀、いまグローバル化と格差の急速な拡大の下で、再び貧困と不平等に対する関心が高まっている。貧困はあってはならず、実際に無くすことは可能であるという考えが広まり、国連でも貧困を根絶するための目標が示され、各国の協調した取り組みが始まっている。本書は貧困問題に関する世界の第一人者による歴史的・理論的研究の成果であり、運動家にとっても有益な書物である。（書評：合田）

岩波書店
2700 円＋税

文在寅『運命　文在寅自伝』

本書は李明博大統領末期の 2012 年に出版され、大統領選への出馬表明という性格の書だ。その時は朴槿恵元大統領に僅差で敗れた。彼女の失脚後、再び大統領選に出馬して当選。政権発足後は北朝鮮との平和会合に成功して圧倒的支持率を誇ったが、現状は厳しい。慮武鉉政権も失敗と評価されているし、文在寅もある程度それを受け入れている。「仕方なかったとか、感情的になるのではなく、冷静に、成功と挫折の教訓を学ぶことが重要だ。そうしなければ、参与政府の五年間を含む民主政権の 10 年間がそれこそ「失われた 10 年」に転落してしまう。そうしてはならないのだ。」文在寅は何を学んだのかというと、慮武鉉政権は準備が足りなかったということだ。文在寅政権はその失敗を踏まえているが、同じ失敗に陥りかけている。本書から学ぶべきことは、社会を変えようとしたらとにかく準備をすることだ。民主的勢力を結集して、社会を変える力にすることだ。それも忍耐強く、着実に。
（書評：柴田）

大企業による租税回避防止のため「過大支払利子税制」の抜本的強化を求める声明

現在、タックス・ヘイブン対策の重要な柱の一つである「過大支払利子税制」の強化が検討されているが、これに反対する政財界の動きがある。

「過大支払利子税制」とは、企業が、国外の関連企業等に対して過大な利子を支払って損金に算入し、それによって所得を圧縮して租税を回避することを防止するため、過大と認められる利子部分を損金不算入とする制度である。

OECDは、2015年、15の行動計画からなるBEPSプロジェクトを公表した。BEPS（税源浸食と利益移転）とは「税のルールに含まれるギャップやミスマッチを利用することによって、低税率国や無税国に意図的に利益を移し、税を逃れる戦略」のことである。現在、「BEPS包摂的枠組み（Inclusive framework on BEPS）」のもとで、途上国を含め100か国以上の国が参加し、15の行動計画に沿って国内法を改正する国際的な取組が進められており、日本も参加国の一つである。そして、「過大支払利子税制」については、BEPSプロジェクト4が、企業の支払利子の損金算入を調整所得の10%～30%に制限する、利子控除制限制度の強化を勧告し、諸外国は対応を進めている。

これを受けて、日本においても、「過大支払利子税制」の強化が検討されており、昨年の政府税制調査会においても、50%を超える部分のみ損金不算入とする現行制度を、BEPSプロジェクトの勧告に足並みを合わせ、10～30%に制限することが提案されている。

ところが、これに対し、日本経団連など経済界は、一斉に「金融市場に影響する」などとして慎重な対応を求め、金融庁や経済産業省も、反対の姿勢を示している。

しかし、利子支払いの形でタックス・ヘイブンを利用できる大企業の税逃れは見逃し、市民に対しては消費税率の引き上げ等によって課税を強化するというあり方は、不公正であり、税制への信頼を一層失わせ、市民の租税負担への抵抗を強めるばかりである。税収の流失を止め安定した社会保障財源を確保するため、実効的なタックス・ヘイブン対策が必要不可欠である。また、これまで、BEPSプロジェクトの推進に主導的役割を果たしてきた日本は、国内において、自ら率先して勧告の内容を実現していくべきである。

当連絡会は、企業の支払利子の損金算入限度について、BEPSプロジェクトの勧告に沿って10～30%に制限する改正を速やかに行うとともに、企業による租税回避の実態調査を進め、その結果を踏まえて10%以下にまで制限する必要性も検討するなど、「過大支払利子税制」を抜本的に強化することを求めるものである。

2018年（平成30年）12月11日

公正な税制を求める市民連絡会

代 表　宇都宮 健 児

同　山 根 香 織

同　菅 井 義 夫

同　雨 宮 処 凛

会員のひろば

＼＼ 会員の皆様といっしょにつくるページ ／／

「公正な税制を求める市民連絡会」は、
「個人会員」と「団体会員」によって成り立っています。

ご存知ですか？障害ひとり親の子どもたちの「いま」

障害ひとり親に関する法改正を求める会
共同代表（当事者）華川 悠妃

勉強に励む日本の女の子、さくら。じつは小学生のときから、華奢な体で弟と一緒に毎日 9 時間かけて、家事と介助を担っていました。「家族の介助は家族がするもの」「進学なんて道徳的ではない」。そんな偏見が“障害ひとり親”家庭の子どもから教育の機会や健康、そして希望を奪っています。

介助時間が増やされた今、高校3年生になったさくらは朝7時に登校して勉強しています。将来の夢は医者になって、自分が助けられてきたように、困っている子どもたちを助けること。

障害ひとり親家庭として、小さな3人家族は暮らしつづけてきました。不自由な母親にとって電動車椅子は体の一部です。修理を重ねましたが、7年めにはボロボロになった車椅子を取り替えるときがきました。「電動車椅子なんて、贅沢品」。そんな役所の判断が母親から足をもぎとり、子どもたちとの暮らしを壊しはじめました。しかし、ここまで守ってきた受験費用をあてれば「電動車椅子を助成する」と役所に言われて悩みます。

さくらは、母親も自分の家での暮らしも大嫌いになって、泣きながら家を飛び出しました。

「ひとり親支援と障害年金は、どちらか一方しかとれない」そんな国の決まりが、障がいひとり親の子どもと家庭を経済的にさらに苦しめてきました。

こうした制度の落とし穴に「なぜ取り組むのか？」と問うてくれた方がいます。改正が実現しても華川自身には経済的利益がない可能性があるのに、しかも病身で、ひとり親で、と。

いやもちろん、損害に対する補償も必要です。謝罪もしてほしい。けれどもまずは落とし穴をつぶして、被害者が新たに続くのを止めたいのです。子どもたちにより良い未来を手渡せるように！

なぜ取り組むのか、私の答えはこうです。

1) 当事者として体験してみたら、あまりにも悲惨だから。

しかし泣き寝入りしたら、結果的に現状を認容したことになり、被害者が続いてしまいます。対処法は、弱い者いじめと同じ。健やかに生きられる環境を皆で作らないと解決しません。

2) むごい境遇を強いる制度の欠陥を知ってしまったから。

生死の境をさまよっていたとき、あまりにむごい環境を強いる制度に「このままでは死んでも死にきれない」という思いが突き上げてきました。地の利があり、動き出して今に至ります。

3) 公的に支えられたから、その分の社会貢献は当然。

先人が開いた道で生かされ、公費（年金、手当、公務員給与など）を投入していただいている以上、自分の立ち位置からも社会がより良くなるように出来ることはします。

と、まあ改めて書くとちょっと恥ずかしいけれど、そのように心の中で呟いています。

あなたの応援や寄付が、子どもたちの夢を繋ぎます。

投稿募集中

会員の広場へ投稿をお寄せください。
本文300字～600字程度で、タイトルもつけてください。
投稿方法①氏名 ②職業 ③年齢（任意）④電話番号を明記のうえEメールにて、
uchida@n-sk.org（内田）までお送りください。

会員専用メーリングリスト（ML）にご登録ください！

会員専用MLへご登録いただくと、最新ニュースが届くほか全国の会員と情報交換をすることができます。
※MLの招待メールがまだ届いていない会員の方は、お名前・Eメールアドレスを明記の上、uchida@n-sk.org（内田）までお問合せください。

【団体会員】

安倍政権になって進められてきた患者負担増

全国保険医団体連合会 事務局次長　名嘉 圭太

国立社会保障・人口問題研究所「生活と支え合いに関する調査」によれば、「金銭的な理由により必要なときに医者にかかれない」と回答した世帯は 2.3％でした。 ここから推計すると、 全国で約 123 万世帯が医師にかかれていないことになります。 図1に安倍政権になってから実施された患者負担増をまとめてみました。 経済的な理由で医療にかかれない方が一定数いる以上、 今必要なのは、 患者負担増ではなく、 患者負担軽減ではないでしょうか。

図1　この間実施された患者負担増

※「これまで」とは負担増実施以前。

・70～74歳の患者負担増

これまで		2014年～順次
1割負担	→	2割負担

・介護保険の利用者負担増

	2015年7月まで	2015年8月	2018年8月
介護利用料（2015年7月まではすべての利用者の介護利用料。2015年8月からは、年金収入280万円未満）	1割		
介護利用料（年金収入で単身280万円以上、2人以上346万円以上）		2割負担	
介護利用料（年金収入で単身344万円以上、二人以上463万円以上）		2割負担	3割負担

	これまで		2017年8月		2018年8月
高額介護サービス費　（課税所得145万以下の「一般所得者」）	3万7200円	→	4万4400円		

・入院時の食事代と65歳以上の療養病床の居住費（光熱水費相当）負担引き上げ

→平均の入院日数158.2日で算定すると、27万6850円（（1日の居住費370円＋入院食事代1380円）×158.2日）もの負担に

（食事代）

これまで		2016年4月		2018年4月
1食・260円	→	1日・360円	→	1日・460円

（居住費）

	これまで		2017年10月		2018年4月
医療区分Ⅱ・Ⅲ（医療の必要性の高い患者さん。「透析」「人工呼吸器使用」など）	0円	→	1日・200円	→	1日・370円
医療区分Ⅰ（上記以外の人。がん末期なども）	1日・320円	→	1日・370円		

・70歳以上の患者負担限度額引き上げ（高額療養費制度）

→後期高齢者の多くが引き上げの対称に

●年収370万円未満（月収30.8万円）で住民税課税世帯の場合

	これまで		2017年8月		2018年8月
外来（個人単位）	1万2000円	→	1万4000円	→	1万8000円
入院＋外来（世帯合算）	4万4400円	→	5万7600円		

●現役並み＝年収約370万円以上も大幅に引き上げ。

	これまで		2017年8月		2018年8月	
外来（個人単位）※	4万4400円	→	5万7600円	→	年収約1160万円～	25万2600円＋1％
					年収約770万～約1160万円	16万7400円＋1％
					年収約370万円～約770万円	8万0100円＋1％

活動報告

12/11 『大企業による租税回避防止のため「過大支払利子税制」の抜本的強化を求める声明』を公表しました（P5 に声明の全文を掲載しています）。

お知らせ

◆第11回学習会

市民民主主義にチャレンジする韓国の社会運動に学ぶ

講師：白石孝氏（NPO 法人官製ワーキングプア研究会理事長）

日時：**2019** 年**2**月 **21** 日 (**木**)18:30 ～（開場 18:00）

資料代：500 円

◆第12回学習会

社会保障財源をどう確保するか

講師：菅隆徳氏（税理士、不公平な税制をただす会共同代表）

日時：**2019** 年**3**月 **19** 日 (**火**)18:30 ～（開場 18:00）

資料代：500 円

会場（2/21、3/19 いずれも）：主婦会館プラザエフ 3 階
〒102-0085 千代田区六番町 15 番地
JR 四ツ谷駅麹町口 1 分、南北線 / 丸の内線四ツ谷駅 3 分

個人会員・団体会員を募集中!

入会された方には年 4 回、会報を郵送します。また会員専用 ML（メーリングリスト）にもご参加いただけます。

入会方法

①ホームページより入会申込書をダウンロードして、お名前・ご住所 等をご記入のうえ、事務局へ FAX（048-866-0425）にてお送りください。
②年会費をお振込みください。会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までです（年の中途で入会した場合でも年会費の月割りはありません）。

年会費

団体1口／1万円　個人1口／2千円　学生1口／500円

＜振込先＞ゆうちょ銀行　口座名義：公正な税制を求める市民連絡会
【ゆうちょ銀行から振込みの場合】
記号番号：10160－446381
【他行から振込みの場合】
ゼロイチハチ（018）支店　普通預金　口座番号：0044638

【編集後記】

■2018 年 12 月 14 日、与党は 2019 年度税制改正大綱を決定した。2019 年 10 月の消費税率引き上げに伴う反動減対策を重視し、自動車と住宅の減税措置を拡充する一方で、未婚のひとり親への寡婦控除適用については、一定の条件のもとに住民税のみ軽減の対象とし、所得税の寡婦控除については先送りとした。自民党内では伝統的な家族観を揺るがすとの反発があるという。税制の抜本改革への道のりは遠い。（内田）

■コンピュータとネットワークの進化によって３つの革命が進行している。ＡＩロボット、プラットフォーム、クラウドの出現である。ＡＩが労働プロセスを代替し、資産無きプラットフォーム企業が市場を支配し、膨大な数の大衆（クラウド）の知恵が価値を生み出す。革命はＧＡＦＡ（グーグル、アップル、フェイスブック、アマゾン）にとどまらず、他の産業に波及しつつある。人は万物の長でありつづけることができるだろうか。（合田）